

著作権教育は今



教育現場での意欲的な取り組み

情報ネットワークインフラが整備され、インターネットが普及した現在では、音楽その他の著作物に、不特定多数の人が接する機会が増えています。その一方で、ファイル交換や違法サイトによる著作権侵害を含む新手のネット犯罪が現れ、問題になっています。このような状況を背景として、学校教育には著作権をテーマとする授業が採り入れられ、子どもたちが著作物を適切に取り扱えるよう促す取り組みが、急速に進展しています。また、当協会ほか各著作権関連団体では、教育関係者・団体との協力体制の構築を図りながら、教材の開発に取り組み、指導方法の充実をサポートしています。

今回の特集では、自分で考える、試みるという体験的な学習実践が確立され、深まりを見せてきた著作権教育の現状を追います。

Contents

Special Feature

著作権教育は今

教育現場での意欲的な取り組み 1

3rd TAM RIAJセッションレポート

今後のアジア戦略に必要なこと 6

Focus :

定着から深化へ向かう著作権啓発キャンペーン 12

Topics & Information 13

RIAJ Essay :

私のこの1枚、この1匹 ~音楽業界釣りバカの一言~ 15

Monthly Production Report 16

今月の数字 17

Gold Album+...認定 18

音楽CDを使って、「著作権」を身近に体験する

● ● 東京都大田区・大森第二中学校の授業から

同校では、「技術・家庭」を担当する永野祥夫先生が、当協会作成のパンフレットをもとに自作教材を用意し、生徒たちが持ち寄った音楽CDを使いながら著作権を学ぶ授業を設けています。1年生の授業にお邪魔して、生徒たちと一緒に、ユニークな学習内容を体験しました。

コンピューター・ルームに入ると約40台のパソコンが用意されていた。生徒一人に1台ずつ、自分の使うパソコンが確保され、さらに指導用には教壇のプロジェクターと併せて、二人に1台、先生のパソコンに連動したモニターが備えられている。皆が自分の座席につき、授業が始まった。最初は恒例のキーボード練習である。ブラインドタッチでaからzまでを1分間にどれだけ素早く打てるかを訓練する。手慣らしをして生徒たちが集中力を高めてきたところで、いよいよ永野先生はその日のテーマ授業に入っていく。

先生自作のプリントが配られた。見ると「著作権について…」と書かれ、いくつかの質問が並んでいる。これから何が始まるのだろう。

永野先生は、生徒たちが持参した音楽CDを手にし、誰か先生にCDを貸してもらえないかと問いかけた。皆がしり込みするなか、男子生徒一人が勢い良く手を上げた。先生は、その生徒にお礼を述べ、「先生は、〇〇君の親しい友人としてこのCDを借ります」と宣言。そしてパソコンで曲を聴き、「先生はこの曲が気に入ったから」と告げると、そのまま楽曲のファイルをコピーして、自分のパソコンに保存するという操作を行った。生徒たちは、その一部始終を指導用のプロジェクター、モニター画面で見ている。



配布された当協会のパンフレットも参考にしてプリントに自分の考えを記入していく



その後、永野先生は配布したプリントに皆の注意を集め、先生の行ったことをどう思うか、良い悪いを含めて、各自に判断させるように仕向けた。

続いて、当協会が作成したビデオ（音楽CDができるまで、たくさんの人が関わっていることを示す内容）を見せて、思ったこと感じたことを、生徒たちに記述してもらった。さらに生徒の身近に起こりそうな様々なタイプの楽曲コピーについて、していいことかどうかを問いかけ、判断してもらう。その上で、生徒たちの意見を聞きながら、何が良くて何がいけないのかを、永野先生は一つひとつ丁寧に解説していった。その途中、アドリブで協会スタッフも一言コメントを求められた。ちょっとざわついていた生徒たちが一瞬、静かになる。

プリントの質疑応答が終わった後、永野先生は、コピーした楽曲ファイルを完全に消去した。生徒たちもそれをきちんと確認している。

最後に、永野先生は携えた著作権団体などが作成した2種類の副教材（コミック）を示し「次回はどちらかのテキストを使って著作権を学習します」と、生徒たちの興味を促して授業を終えた。

生徒たちは、協会スタッフの参加にもさほど構えることなく授業を受けていた。普段着の彼らから、著作権への関心の高さがうかがえ、印象に残った。

■ 永野先生に聞く「著作権教育」



大森第二中学校
永野 祥夫 先生

情報教育、主に「著作権に関する内容」の授業を実践し、日本教育新聞「著作権に関する座談会」や、横浜国立大学で教職課程を専攻している学生に「中学校の情報教育実践(主に著作権教育)」の講師を担当

ー著作権については、どのくらいの時間をあてていますか？

1年生の場合、20時間を「情報分野」としてパソコンに関する基本的なことからや操作を学びます。そのなかで、著作権を単独のメインテーマにするのは2時間です。ご覧いただいたように音楽CDを使って実体験を通して学べる仕組みを用意しました。

ただ、パソコンやインターネットはもちろん技術分野を学ぶ場合には、常に著作権と必ずどこかで関わりがありますから、その都度授業のときに少しずつ著作権に触れるように努めて、理解を促すようにしています。

ー著作権を教えていくうえで、大切なポイントは何でしょうか？

自分の問題としてとらえるかどうか、というところだと思います。単独テーマの授業では今回、生徒が持ってきたCDから楽曲ファイルをコピーする、という実演を採り入れています。自分のものをコピーされるということで、より身近な問題に感じられるだろうと考えました。正直、「先生があんなことやっている」という見方をされ、悪い方向へ導くのではないかという不安もありました。しかし、今やパソコン操作さえできれば楽曲を容易にコピーできるという状況があり、関心を持つ子も年々増えている。そういう状況ではやはり、コピーすることの是非

を自分に引き寄せて考える場を作ることが、非常に大切です。恐れずに、しかし、コピーしたファイルはその都度消去し、生徒の信頼を損なわないようにきめ細かく注意して、授業を進めています。

もう一つ配慮していることは、ただ良い悪いを教え込むのではなく、生徒に考えてもらい、意見を書いてもらうこと。生徒に実際に書いてもらうと、理解度もわかりますし、次にどういったアプローチをすれば迫力が出るのか、参考にもなります。

ー最近の生徒たちの状況や環境の変化をお聞かせください

私が情報教育に携わり始めた15年前とは状況が激しく変化しています。特にこの3、4年で情報教育の環境は非常に整備されてきました。一人1台使えるのはもちろんのこと、パソコンの操作スピードでは、今の3年生が1年生にかなわないというくらいの違いが出ています。

先ほども触れましたが、いろんな局面で著作物をコピーできる環境が、子どもたちの周囲で進展しています。ネットワーク環境にとどまらず、著作権に関心ではいられない状況ができています。生徒たちからは、たとえばキャラクターを使いたいとき、具体的に誰から著作物の利用を許可してもらえるのかといった質問もあり、その場合に相手先を細かく示すなど、私た

ち教師も対応を凶っています。興味のある生徒だと自分で積極的に相手先を探し、連絡を取るケースも出ています。

問題点は、生徒側の関心が高まってきても、受け皿となる権利者の対応が不十分なことがある点です。著作権に興味のある生徒は、今言ったように、権利者やその代行者に自ら使用許可を求めるのですが、著作権の話をする前に断られてしまう場合があります。教師としては、入り口までしか導けないため、そのような対応は残念です。子どもたちが著作権をよく理解し、正しいかたちで許可を得られるように、良い仕組みができると有難いですね。

情報教育研究会のリーダー的存在である永野先生は、生徒の興味を引くために、文化庁や各著作権団体が作成したツールを積極的に授業に活用するだけでなく、子供たちの実態に即したプリントを作成し、次の授業に活かしていました。一方、パソ

コン準備室にはパソコンの台数分のソフトウェアを山積みにするので、言葉だけではない「著作権尊重」の実践を生徒たちに訴えていたことが印象的でした。

● ● 実経験を通して著作権の権利処理を学ぶ“ひょうごe-スクールコンソーシアム”の試み

ひょうごe-スクールコンソーシアム*は、本年10月15日、(社)私的録画補償金管理協会の助成を受けた著作権学習のまとめとして、兵庫県加古川市の加古川総合文化センターで「実践！著作権」フェアを開催しました。このフェアの目的は二つあり、一つは生徒と教師がともに映像コンテンツの制作に携わり、著作物利用のための権利処理を通して、著作権の意義や実務処理を学ぶこと。そして、もう一つは制作した作品の発表や模擬販売を通して、著作権制度を身をもって体験することです。今回のフェアでは、兵庫県内の中学校、高等学校計5校の生徒たちが、講師の指導を仰ぎながら制作したDVDを、会場で実際に販売する「作品発表」が焦点となりました。

DVD制作のスタートは、8月に行われた5日間のワークショップにさかのぼります。ここで班ごとに分かれた各校の生徒たちが、視聴覚機器の使い方やビデオ編集の仕方、著作権についての研修を受けました。また、教師には今後の学校での著作物利用に活用できるように、権利処理事務の講義が行われました。そして各班は、権利処理費用予算5万円を計上し、ビデオ制作と権

利処理の実務に着手。高等学校のPR、ごみ分別の大切さを訴えたものなど、各校それぞれテーマを持った作品を約2カ月の期間で完成させました。クラスメートをはじめとした出演者の肖像権の処理、使用する映像や音楽の使用許諾に苦勞を重ねながら発表準備を終え、この日に備えました。

当日は、各校が会場のブースに出展してDVDを発表。来場者が会場受付でDVD引換券を700円で購入し、各校ブースでDVDと引き換えるという仕組みで販売が行われました。教職員をはじめとする来場者が、生徒たちの制作したDVDを購入していきました。

自ら制作したDVDが初めて売れたとき、生徒たちは充実感に満ちた表情を、惜しみなく表していました。「著作物」が売れる喜びを感じることで、著作権を尊重することの重要性に気づいてもらえたのではないのでしょうか。

*ひょうごe-スクールコンソーシアム

政府のe-JAPAN戦略から生まれた組織。兵庫県内の各教育委員会、学校、教育関係機関、IT関連企業などが連携してネットワークを形成。兵庫県における学校の情報教育充実に取り組んでいる。

参加した生徒・先生方からの感想

- 放送コンクールに出品するときは無償でレコード会社の許可が出ることが多かった。しかし、今回のフェアではDVDを販売するため許可が下りなかった。使用法によって許可の出る場合とそうでない場合のあることを学んだ。(生徒)
- 許可を得るまでいろいろの人に協力してもらった。人と人とのつながり、誠意が欠かせないと実感した。(生徒)
- 権利処理が分かり、創作意欲が高まる。(教師)
- 権利処理の方法が分かり、作業がスムーズに行えホッとした。(教師)

パネルディスカッション「著作物利用のフロンティアを拓く」での議論

同フェアでは、作品発表に先立ち、教職員を対象としたパネルディスカッション「著作物利用のフロンティアを拓く」が開催されました。著作権法概説の後、教育関係者と権利者を代表して放送局と著作権管理団体が、教育現場での「著作権法の解釈や運用」と「著作物の利用方法（許諾のとり方）」などについて、それぞれの立場から踏み込んだ意見交換がなされました。

一連の意見交換のなかで、教育現場からは粘り強い交渉をすると許諾がとれることがあるとの体験が披露されましたが、他方、権利者側のパネリストからは全ての権利者が全国の教育現場からの許諾に関する照会に対応しきれないとは限らないだろうという理解を求める意見も出されました。

また、著作権処理は本イベントのために考案された「著作権処理機構」が一括して担当し、その成果から教育現場での著作物の正しい利用の推進には、教職員への著作権アドバイザー、兼権利処理代行者の存在が必要だろうといった将来に向けた提言をしていました。

最終的に「教育関係者は、著作権法第35条の制限規定（教育機関は一定の範囲内で権利者に許可なく複製できる規定）を拡大解釈することなく著作権を正しく理解した上で、子供たちの教育に当たるべきであり、一方権利者も学校での取り組みを評価し、利用しやすいルールを考慮されたい。教育現場と権利者の歩みよりが重要」とまとめられました。



2つの教育実践から、今後、教育現場での著作権の理解・教育が進むにつれて、教育現場から権利者への照会件数が多くなっていくことが予想されます。権利者側は、権利処理の照会についての確な対応をすることで、次世代を担う子供たちに著作権についての理解を促すことになるでしょう。それと同時に、より多くの教育関係者の方々に、著作権や権利処理方法の基礎知識について適切な指導に取り組んでいただく必要性も高まって

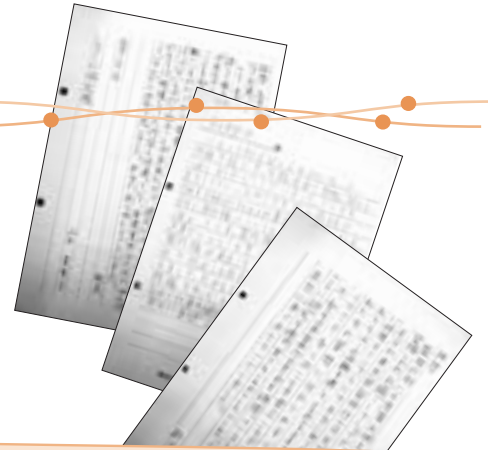
くると感じました。

また、当協会は今回、権利者と利用者間の円滑なコミュニケーションの一助となることを願い、Report2の「実践! 著作権フェア」のために音源許諾申請書の統一フォーマットを作成しました。今後も、当協会ができることを模索していきたいと考えています。

Report 3 音楽と著作権の関係の正しい理解を願って

● ● 当協会が進める修学旅行生への著作権教育

当協会では、修学旅行の際に音楽産業を学びたいという生徒たちの訪問を受け入れています。その際に音楽CDがたくさんの人々の協力で作られていることを説明し、著作権を守ることの大切さを訴えてきました。訪問した修学旅行生からは、さまざまな感想が寄せられています。ここにその一部をご紹介します。



ビデオを見せてもらい、CDができるまでの過程やそれを手助けしている人のことがよく分かりました。著作権はすごく大事だということをかなり実感しました。著作権があるからこそ、日本レコード協会やレコード会社があることが分かりました。だからできるだけ著作権を守っていききたいと思います。

三重県 桑名市立陽和中学校3年 伊藤圭哉

最初はCD1枚なんてすぐできると思っていたのですが、いざ話を聞いてみると、1枚作るのってこんなに大変なんだと思ってCDの大切さがすごく分かりました。普段普通にCD-Rとかにコピーしてたりして、自分がしてたことはすごく悪いことなんだと分かりました。著作権とはすごく大事なことなんだと思います。

三重県 桑名市立陽和中学校3年 出口由季

著作権がないと会社は成り立たず、その著作権はとても厳しいことが分かりました。私たちは普通にCDをCD-Rにコピーして友達にあげたりしているけれど、それは著作権を侵していることだと分かりました。だけど、自分で聴いたり、母に聴かせてあげたりするためにコピーするのは違法ではないということなどを知って、これからはちゃんと理解してコピーをしていきたいです。そして、みんなにも教えていって、マナーとルールを守って音楽を楽しんでいきたいです。

岐阜県 北方町立北方中学校3年 加藤里奈

著作権というのは、とても難しいものだけれど、音楽と共に生きていくためには必ず守らなければいけないものだと知ることができたので、絶対に守ります。

岐阜県 瑞浪市立陶中学校3年 山田貴賀子